

令和5年度 第3回中央区成年後見制度利用促進審議会 会議記録

●日 時：令和5年11月6日（月）午後6時25分～7時35分

●場 所：中央区役所8階大会議室

●出席者：【委員】13名

委員長 宮崎 牧子（大正大学社会共生学部教授）
副委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）
竹見 敏彦（中央区医師会）
安藤 博規（東京弁護士会）
安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）
東 早苗（東京社会福祉士会）
前場 京子（中央区心身障害児者の進路と生活を考える会）
小笠原 宣夫（中央区民生・児童委員協議会）
保田 奈奈（日本橋おとしより相談センター）
鈴木 崇弘（基幹相談支援センター）
井上 一雄（中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長）
大久保 稔（福祉保健部長）
北澤 千恵子（高齢者施策推進室長）

【事務局幹事】

植木 清美（福祉保健部管理課長）
石井 操（福祉保健部生活支援課長）
岡田 純（福祉保健部障害者福祉課長）
阿部 志穂（福祉保健部高齢者福祉課長）
河内 武志（福祉保健部介護保険課長）
武田 知子（福祉保健部健康推進課長）
山田 英子（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」所長）
(敬称略：順不同)

●傍聴人：0名

●議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 社会貢献型後見人の名称の変更について

3 報 告

(1) 第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（確定版）について

(2) 中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子案について

(3) 中央区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画骨子案について

4 閉 会

●配布資料

資料1 社会貢献型後見人の名称の変更について

- 資料 2－1 第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（確定版）
- 資料 2－2 第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針の修正箇所
- 資料 3 中央区高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画骨子案《一部抜粋》
- 資料 4 中央区障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画骨子案《一部抜粋》
- 資料 5 意見票 ※当日配布
- 参考資料 1 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿
- 参考資料 2 中央区成年後見制度利用促進審議会座席表
- その他資料 令和 5 年度第 2 回中央区成年後見制度利用促進審議会会議記録 ※当日配布

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	委員長	開会のあいさつ
	委員長	委員の出席状況について報告を求める。
	管理課長	委員の出席状況について報告
(会議の公開、傍聴、議事録の作成)	委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	管理課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明
	委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
(配布資料の確認)	管理課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
2 議題	委員長	議題(1) 社会貢献型後見人の名称の変更について説明を求める。
(1) 社会貢献型後見人の名称の変更について	管理課長	資料1について説明
	委員長	今の説明について質問、意見はあるか。
	委員	社会貢献型後見人については、いろいろな機会でも研修も含めて話を伺っていたが、中央区成年後見制度利用促進審議会では初めて議題が出ているので教えていただきたい。中央区の社会貢献型後見人の要件を教えていただきたい。
	すてっふ 中央所長	社会貢献型後見人の養成講習の受講対象者は、区内在住の方であること、養成講習を受講する年齢が20歳以上70歳未満であること、社会貢献型後見人として後見活動を行う意思があること、成年後見人等として活動をしていないこと、養成講習の全てのカリキュラムに出席すること、民法第847条の後見人の欠格事由に該当しないことである。 養成講習の受講にあたっては、説明会への参加、レポートの提出をしていただく。その後、面接をして約3名の方を決定し、養成講習を受講していただく。

3 報告 (1) 第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針(確定版)に	委員長	そのほかいかがか。
	委員	社会貢献型後見人という名称を用いているところが6区、区民後見人が6区、市民後見人が8区とある。社会貢献型後見人という名称は東京都が使用している名称で、都外では市民後見人という名称で呼ばれている。専門職後見人や親族後見人ではなく、同じ地域に住む方が、社会貢献的な精神に基づいて後見人に就任される方をどう呼ぶかということだと思う。中央区にいる方は区民後見人がしっくりくるかもしれないが、一般的に言えば、市民後見人の方がしっくり来る。例えば、町では町民後見人、村では村民後見人と呼ぶことになるが、どうして区民後見人に変更しようとしたのか伺いたい。
	管理課長	委員がおっしゃるとおり市民後見人がいいといったご意見もあったが、区内に住んでいる方に後見人になっていただくときに、中央区では市民よりも区民のほうがなじみがあるため区民後見人にした。 全国的に市民という言葉が福祉分野でもオーソライズされているが、特別区だと市民よりは区民の方がなじみがあるため区民後見人に変更させていただく予定である。 現在、社会貢献型後見人と呼んでいる区は6区となっているが、中央区ともう1区が区民後見人への変更を予定しており、区民後見人という名称が特別区では一般的でなじみがある。中央区としても区民後見人に名称を変更したい。
	委員長	そのほかいかがか。区民後見人に名称を変更という方向でよろしいか。 (異議なし)
	委員長	それでは報告事項にいく。
	委員長	報告(1) 第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針(確定版)について報告を求める。
	管理課長	資料2-1、資料2-2について報告

ついて

委員長	ただいまの報告について質問、意見はあるか。
委員	確定版ということだが、1つ目の議題で社会貢献型後見人の名称変更について話があったが、この方針の中では社会貢献型後見人という名称が使われているが、修正はしないのか。
管理課長	確定版としてあるが、変更して正式な方針をお示しする。
委員長	そのほかいかがか。
委員	2ページで重層的支援体制整備事業等の注釈を入れていただいたのはよかった。6、7ページで、相談支援包括化推進員と、地域福祉コーディネーターという用語が出てくるが、こちらについても注釈を入れていただきたい。
管理課長	それらについては注釈を入れる。6ページの中央区相談支援包括化推進員については、地域住民の複雑化・複合化する課題に対し、各相談支援機関の連携により、適切な支援を行うための取組の一つとして、福祉保健部の相談支援を行う部署に配置している。 また、7ページの地域福祉コーディネーターについては、地域の実情に応じ、地域で発見された生活課題の解決に向けて相談対応、ネットワークの構築等を行う福祉の専門職で、社会福祉協議会の地域ささえあい課に配置されている。 もし、他に分からない用語があれば、意見表等で教えていただきたい。
委員長	そのほかいかがか。
委員	この計画の内容や方向性はいいと思うが、チーム支援は親族後見人と専門職後見人どちらに重きを置いているのか。 虐待のケースの場合、専門職が攻撃にさらされることがある。後見人が選任された後に、今までの支援者や行政側が手を引き、後見人任せになるケースが報告されている。チーム支援は親族後見人に限らず、専門職後見人からも要望がある。
管理課長	8ページのチーム支援については、親族後見人だけでなく専門職後見人も含めてチーム支援をしていきたいと考えている。

(2) 中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子案について		誰が後見人に選任されたとしても、今までの関係が切れることがないように、チーム支援を行っていきたい。
	委員長	そのほかいかがか。 (意見なし)
	委員長	それでは次の報告にいく。
	委員長	報告(2) 中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子案について報告を求める。
	介護保険課長	資料3について報告
(3) 中央区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画骨子案について	委員長	今の報告について質問、意見はあるか。 (意見なし)
	委員長	それでは次の報告にいく。
	委員長	報告(3) 中央区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画骨子案について報告を求める。
	障害者福祉課長	資料4について報告
	委員長	今の報告について質問、意見はあるか。
	委員	内容に異論はなくこのまま進めていただきたい。先ほど委員からも意見があった精神障害者の方のケースについて、保佐人として支援しているが、対象者に攻撃性がある場合もある。このようなケースでは、チームで受け止めることが重要である。
	障害者福祉課長	ケースワーカーが、一人で対応しない困難ケースは多々ある。障害者福祉課の中でそういう方の情報を共有していくことはもちろん、介護保険課や生活支援課、庁内の関係部署、社会福祉協議会などと連携、情報共有を図りながら、それぞれのケースに対応し

	ている。今後も困難ケースについては、しっかり連携して対応していきたい。
委員	虐待や精神障害から攻撃性のある方のケースで、区長申立ての候補者の推薦依頼をする際は、攻撃性がある者で要注意だと明記していただきたい。例えば、女性が選任されたら危険が生じるケースなどもありうる。もし後見人に選任された後にその専門職が脅迫されたり、傷害事件が起こったら本当に危険である。今のところないが、将来、発生する可能性はゼロではない。そのような事情があるとき、家庭裁判所は申立書類に情報提供があると、複数選任に前向きになることがあり、複数後見によって責任を分散できる。リスク分散することが重要なケースは相当数あるので、今後、区長申立てを行う際には適切な候補者の選定するためにも、そういうネガティブな情報も開示していくことが重要だと考える。
障害者福祉課長	区長申立てについては、今年度はまだ1件もない。令和3年度は2件あったが、攻撃性のある方ではなかった。いただいたご意見をケースワーカーに共有した上で、区長申立ての際にはそういった点もしっかり伝えていきたい。
委員長	そのほかいかがか。
委員	資料3、資料4の内容については異論なく、ぜひ推進していただきたい。具体的な推進方法も書かれているが、既存の会議、ネットワーク、広報紙などを充実させていくということは分かるが、計画を推進した先に、今後新しく始めることが1つ、2つでも見えると、委員としても検討へ参加させていただくエネルギーになる。今後、新たに取り組む内容があったら教えていただきたい。
管理課長	資料の2-1の7ページ(5)福祉総合相談窓口と連携した相談支援が新規である。また、9ページ(14)の社会後見人の活動機会の充実も新規として社会貢献型後見人の受任要件の検討をしていく。そのほかに充実していく事業等も記載してある。 社会貢献型後見人の受任要件の検討では、現在の要件として施設入所者のみが受任要件となっているが、その辺りを緩和できないか、検討していく予定である。

委員長	資料４以外にも審議会を通して、成年後見の促進に関してご意見、ご質問はあるか。 資料２－１の２１ページの成年後見制度の認知度について、精神障害の方が知的障害の方や身体障害の方より認知度が低い。今後、精神障害の方に成年後見制度を知っていただき、利用しようとして自身で考えるきっかけをつくる必要があると思うが、どのような対応を考えているか。
管理課長	資料２－１の６ページの効果的な広報活動について、広く一般的な広報としてホームページや講座・講演会などがある。精神障害の方など特定の方への広報としては、区職員や社会福祉協議会など関わりのある方を通じて、機会を捉えて普及・啓発していきたい。
委員長	高齢者に対しては民生委員が地域活動中に周知したり、高齢者クラブなどで出前講座に参加する機会があると思うが、精神障害の方に対しては、同じようなことをやっているのか。
障害者福祉課長	精神障害の方については、精神障害者地域活動支援センターポケット中央に相談に来ていると思うので、相談していく中でポケット中央と情報共有を図りながら、案内できるような体制を整備していく必要があると感じている。 区長申立て等については、ケースワーカーだけではなく、福祉センターや基幹相談支援センター、ポケット中央などの関係機関と協議を図っていきたい。
委員長	そのほかいかがか。
委員	医師の仕事として診断書の作成をしているが、成年後見制度利用の入り口についてより考えていく必要がある。 成年後見制度の利用を促進していくためには、かかりつけ医を持つことも重要で、全てのかかりつけ医が診断書に対応できるわけではないが、診断書作成のきっかけになると思う。 認知機能が低い方が自発的に医療機関に来るのは難しいため、おとしより相談センターやケアマネジャーから医師へのルートづくりやかかりつけ医を持つことなどを医師会としても推進していく必要がある。 申立てに向けて診断書を取る時に医師が障壁になったことや、

	診断書について何か意見があれば教えていただきたい。
すてっぷ 中央所長	医師の診断書については、本会が関わるケースではかかりつけ医に書いていただくことが多い。ただ、ご本人が認知症であることを認めない方が多く、そういった方をどのように受診につなげるか支援者は苦慮している。 そのようなとき、すてっぷ中央としてはケアマネージャーやおとしより相談センター等に協力していただき、かかりつけ医やご本人が受診されている医師にアプローチしている。 今のところ、診断書を書いてもらえなくて困ったケースはないが、そのようなことがあれば情報共有する。
委員長	実際にケースに関わっている方で、診断書について何かあればお話いただきたい。
委員	診断書を書いてもらう際に、後見相当としたほうが後見人に包括的代理権があり、動きやすいため、後見相当の診断書を作成した医師がいた。成年後見制度は権利擁護のための制度であり、本人からすると、できる限り自分で判断してやれることを多く残した方がいいと思う。 福祉関係者は本人情報シートに本人ができることや、どの程度の残存能力があるか記載しているため、それを参考にして診断書を作成していただきたい。
委員	臨床的診断をするためには、問診や画像検査も必要になってくるが、認知症の重症度のみで後見・保佐・補助相当と診断するのは難しく、直線的だと思う。その対象者の生活環境を見た上で、支援者からの話も伺い、どの種類が望ましいのか診断していく必要がある。診断書を書くに足る診断結果なしに、書くわけにはいらないが、医師をいい意味で活用していただきたい。
委員	先ほど知的障害の方や精神障害の方の話をしたが、当事者からすれば、後見が開始されると今まで自由に使えていたお金を第三者に制限されて、非常に不自由に感じる人が多い。最近、保佐人に選任された60代の方のケースで、SNSで知り合った方に何度もプレゼントをあげており、どう対応すべきか事務所で検討している。本人の自由でもあるが、資産状況を考慮したり、詐欺の可能性を考慮したり本当に判断が悩ましい。

好きな方にプレゼントするのは、本人の意思を尊重するのであれば、当然認められるべき権利で、後見人等が1人の価値感で判断するのはよくない。成年後見制度が本人にとっては権利を制限され、他人にお金を管理されるだけの制度になりうる。医師の診断は後見・保佐・補助の3つしかないので、知的障害の方や精神障害の方が後見・保佐相当かの判断は悩ましい。その辺は意見交換しながら、本人のためになる制度にしていかなないと、成年後見制度は利用促進されないと思う。

委員長

そのほかいかがか。

委員

私も先ほどの意見と同じで、精神障害の方のケースを担当すると、自分のお金を取られると勘違いする方が多い。統合失調症の方だと保佐相当になる方が多く、保佐の場合は代理権の同意の話が出てきて、その説明をしたときに拒否反応が強くなることもある。代理権のない保佐人の場合、できることが少なく、家庭裁判所からは身上監護をして見守るように言われるが、何のためについているのか分からないことがある。成年後見制度が利用促進につながらないのも、自分のお金を自由に管理できなくなるということへの強い抵抗が根深くあると思う。そういう意味で精神障害の方のケースは本当に詐欺被害に遭ったり、いろいろなケースあるため難しい。

最近、成年後見制度の包括代理権は条約違反として、民法改正の話が進んでおり、特定代理権制度が構想されているようである。国際連合から障害者権利条約に違反していると勧告が来ているため、いずれは成年後見制度も変わっていくと思う。どこかのタイミングで後見、保佐、補助の3類型も変わる可能性もあるが、現行制度での運用が続く以上は後見か保佐かによって大きく変わる。

後見はわかりやすく言えば使いやすく、後見人からしたら包括的代理権があると様々なことができる。もちろん本人の意思は尊重する必要があるので、本人の意思の確認ができればいいが、できないケースも相当数ある。

一方で、保佐は代理権の同意を得なければならず、本人の意向を確認しながら進めていく。先ほどの好意を寄せている方に何度もプレゼントをする方のような難しいケースも多い。本人の財産が減少していくのを自己決定だと言って放っておくのも、制限するのも非常に判断が難しく悩ましい。

4 閉会	委員長	そのほか、いかがか。 (意見なし)
	委員長	最後に事務局から連絡事項等があればお願いしたい。
	管理課長	会議の時間内に発言できなかった意見については、意見票を記載のうえ、11月17日(金)までに事務局まで郵送、メール、ファクスなどで提出していただきたい。 令和5年度は4回の審議会の開催を予定していたが、審議が順調に進んだため第4回は開催しない。 次の審議会については令和6年5月下旬を予定している。開催日の1か月ほど前に開催通知を送付する。
	委員長	閉会の挨拶